

農林水産大臣が定める基準（令和2年3月31日農林水産省告示第683号）

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第七十条の九第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を次のように定め、令和五年十月一日から施行する。

令和2年3月31日

農林水産大臣 江藤 拓

消費税法施行令第七十条の九第二項第二号の農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 生鮮食料品等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。次号において同じ。）の卸売のために開設されていること。
- 二 卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設が設けられていること。
- 三 継続して開場されていること。
- 四 売買取引の方法その他の市場の業務に関する事項及び当該事項を遵守させるための措置に関する事項を内容とする規程が定められていること。
- 五 卸売市場法第二条第四項に規定する卸売をする業務のうち販売の委託を受けて行われるものと買い受けて行われるものが区別して管理されていること。